

企業誘致推進条例等の一部改正について

1 改正の背景

(1) 本市の企業誘致について

本市では、工業系地域への企業誘致に取り組むとともに、既存事業所の拡大再投資を支援することで雇用機会の創出と維持を図り、市内取引の活発化など地域経済活性化を推進しています。

本市の先導領域として位置付ける「企業誘致」について、企業ニーズの把握や工業用地の確保に努めるとともに、優遇制度の充実に取り組み、人口や税収の増加、地域経済の活性化に結び付けます。

(2) 企業誘致推進条例の実績

① 奨励措置の適用条件

	新規投資	拡大再投資
区分	企業等が新たに土地・家屋を取得・賃借して、事業所を開設し操業を開始する場合	市内で10年間以上継続して事業を営む企業等が、家屋の増築等を行い、事業を拡張する場合
用途地域	工業専用地域、工業地域、工業系保留区域	
対象業種	製造業、自然科学研究所、情報通信業	
投下資本額	1億円（中小企業は5千万円）以上	
固定資産の取得期間	令和7（2025）年3月31日まで	
操業開始期間	令和9（2027）年3月31日まで	

② 奨励措置の内容と実績 *金額は令和2(2020)年度までの助成金総額(見込みを含む)。

名称	概要	件数 (単位：件)	交付決定金額 (単位：百万円)
立地奨励金	投資額の10%、最大1億円を5年に分割して助成	8	352
税制の優遇	土地・建物・償却資産に対する固定資産税・都市計画税を3年間1/2に軽減 (令和元年度までは、税相当額の1/2を助成)	8	145
雇用促進奨励金	市民を5人以上新たに雇用した場合に1人当たり20万円、最大1千万円を助成	1	10
計		(延べ) 8	507

③ 適用対象の概要 *平成27(2015)年4月1日施行、令和2(2020)年12月22日現在

種別	企業名	事業所名	投資額 (単位：百万円)	従業員数 (単位：人)
新規立地	(株)アネブル	西湘テクニカルセンター	1,029	50
	(株)関東ダイエットクック	神奈川工場	5,527	360
	(株)湘南精機	マシンセンター	723	55

拡大再投資	日本新薬(株)	小田原総合製剤工場	3,250	200
	Meiji Seika ファルマ(株)	小田原工場	1,410	325
	第一三共ケミカルファーマ(株)	小田原工場	6,250	320
	(株)山安	本社工場	687	150
	日本インジェクタ(株)	本社	783	220
計			19,659	1,680

(3) 今後の企業立地等の見込み

地区名	区画数/面積
鬼柳・桑原工業団地	5区画/7.5ha
鬼柳・桑原工業団地（西側）	未定
西湘テクノパーク	1区画/1.5ha
国府津地区工場跡地	1区画/3.0ha
既存事業所	5件

(4) 企業誘致推進条例改正の基本的な考え方

- 移住人口の増加を促すとともに、雇用機会の創出を図って人口流出を抑制します。
- 市内への投資意欲を促すとともに、市内企業への発注機会を増加させ、経済活性化を図ります。

2 改正する条例及び規則

小田原市企業誘致推進条例及び小田原市企業誘致推進条例施行規則

3 改正内容について

(1) 税制優遇の期間を延長します。

企業の投資意欲を向上させ、新規立地の促進と既存事業所の流出防止を図るため、固定資産税、都市計画税の税率を2分の1にする不均一課税の期間を5年間に延長します。

(2) 雇用機会の拡大を目指します。

市民雇用をさらに促すため、雇用促進奨励金の1人当たりの金額を50万円に増額するとともに、上限額を2千万円に増額します。また、制度を使いやすくするため、適用要件を緩和します。

(3) 本社の進出、移転を推進します。

良質な雇用の受け皿の確保や移住の促進、関連消費の拡大のため、工場等と併せて市内に本社を進出・移転させた場合、投資額の5%（最大5千万円）を交付します。なお、対象企業の資本金の額および異動従業員数によって、交付金額を段階的に決定します。

(4) 市内企業活用を促進します。

市内企業への発注機会を促し、地域経済の活性化を図るため、市内企業に建築工事等を発注した場合に発注額の5%（最大3千万円）を交付します。

(5) 移住・定住を促進します。

事業所の新設や拡大に伴い異動・新規採用された従業員の定住を図るため、新規立地等に伴い従業員が市内に住宅を取得した場合に、1世帯当たり50万円あたりの奨励金を交付します。

(6) 既存企業が工場等を賃借して事業を拡張する場合も、奨励措置の対象とします。

市内で継続して10年以上事業を営む企業等が、家屋を賃借し事業を拡張する場合も、新たに奨励措置の対象に加えます。

(7) 条例の適用期間を延長します。

用地取得から操業までの日数が増加していることから、固定資産の取得から操業開始までの期間を3年間確保するため、操業開始期限を令和10(2028)年3月31日までに延長します。

【改正後の奨励措置一覧】

名称	概要
立地奨励金	投資額の10%、最大1億円を5年に分割して交付
税制の優遇	土地・建物・償却資産に対する固定資産税・都市計画税を5年間2分の1に軽減
雇用促進奨励金	市民を5人以上新たに雇用した場合に1人当たり50万円、最大2千万円を交付
(仮称)本社移転奨励金	本社を工場等と併せて移転・統合した場合に投資額の5%、最大5千万円を交付
(仮称)市内企業活用奨励金	市内企業に建築工事等を発注した場合に発注額の5%、最大3千万円を交付
(仮称)転入促進奨励金	奨励措置適用企業の従業員が市内に住居を取得して転入した場合、1世帯当たり50万円を交付

【改正後の条例の対象となる行為】

新規立地	企業等が、土地を取得し、若しくは賃借し、又は家屋を新築し、取得し、若しくは賃借し、新たに事業を開始すること（現行のとおり）
拡大再投資	市内で継続して10年以上事業を営む企業等が、家屋を新築し、増築し、改築し、若しくは賃借し又はこれらに伴い償却資産を取得し、事業を拡張すること

【改正後の適用期間】

	新規投資・拡大再投資
固定資産の取得期間	令和7(2025)年3月31日まで（現行のとおり）
操業開始期間	令和10(2028)年3月31日まで

4 施行年月日

令和3(2021)年4月1日（予定）

以上